

重要事項説明書(予防訪問看護)

1 法人及び事業所の概要

法人名	公益財団法人逗葉地域医療センター
代表者名	理事長 磯見 卓
所在地	逗子市池子字棧敷戸1892-6
法人業務の概要	休日夜間急患診療事業・健康診断事業・ 訪問看護事業・居宅介護支援事業
事業者	逗葉地域医療センター訪問看護ステーション
業務の概要	訪問看護事業
事業者指定番号	神奈川県 第1462590008 号
連絡先	046-871-7693
管理者	大門幸代
サービス提供地域	逗子市・葉山町

※サービス提供地域以外でも、サービス提供可能な場合あり。

2 事業者の職員体制等

職 種	従事するサービス種類	人員
管理者及びサービス提供責任者	管理業務及び訪問看護業務	1名
サービス提供者(看護師)	訪問看護、訪問看護業務等 勤続7年以上の職員の割合	15名((常勤9名、非常勤6名)) 82%
事務担当者	訪問看護業務、経理業務等	1名(非常勤1名)

3 営業時間

区 分	平 日
営業時間	8:30~17:15

(注)土曜日・休祭日及び年末年始(12/29~1/3)は、休日です。

4 サービス提供責任者等

- (1) サービス提供責任者(管理者、サービス・コーディネーター等)は次のとおりです。
サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
氏名:(管理者)大 門 幸 代 連絡先(電話)046-871-7693
- (2) サービスを提供する主な看護師等は次のとおりです。なお、事業者の都合により看

⑬	退院時共同指導加算	600	6,504 円	651 円	1,301 円	1,952 円	
⑭	交通費(通常の地域外)	1kmごとに 10 円					往復
⑮	口腔連携強化加算	50	542 円	55 円	109 円	163 円	月 1 回
⑯	早朝夜間加算 (午前6時～ 8時) (午後6時～10時)	上記(時間)所定単位数の 25/100 に相当する単位数を加算します					
⑰	深夜加算 (午後10時～午前6時)	上記(時間)所定単位数の 50/100 に相当する単位数を加算します					

【加算】

⑤複数名訪問看護加算(2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合)

(利用者・家族等の同意を得て)

⑥複数名訪問看護加算(看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合)

(利用者・家族等の同意を得て)

※看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導も下、看護業務の補助を行う者

下記のいずれかの基準をみたし、利用者や家族の同意を得て、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合に算定。

1. 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
2. 暴行行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
3. その他利用者の状況等から判断して、上記1, 2に準ずると認められた場合。

⑦初回加算(Ⅰ)

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定。

初回加算(Ⅱ)

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に算定。

退院又は退所した翌日以降に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定。

利用者が過去2カ月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画を作成した場合にも算定。

⑧緊急時訪問看護加算(利用者・家族等の同意を得て)

利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護を行った場合に月1回算定。

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する

2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

- ・夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで
- ・夜間勤務ニーズを踏まえた勤務体制の工夫
- ・ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減
- ・電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

⑨特別管理加算(Ⅰ)

特別な管理を要する利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定。

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

⑩特別管理加算(Ⅱ)

特別な管理を要する利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定。

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態。
- ・真皮を超える褥瘡の状態。
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方。

⑪サービス提供体制強化加算

勤続7年以上の職員を30%以上配置し、下記の要件をみたしている場合、1回の訪問看護に加算する。

1. 看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定。
2. 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催。
3. 全ての看護師に対し、健康診断等を定期的実施。

⑫長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護に加算する。

ケアプラン上、1時間30分以上の時間が位置づけられていることが必要。

(アクシデント等によりサービスの提供が1時間30分を超えた場合は算定できない。)

⑬退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中(入所中)の利用者が退院(退所)するにあたり、看護師等が、入院中(入所中)の利用者又は家族等に対し、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治医やその他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定。

⑭交通費

逗子市、葉山町以外の地域での訪問看護を提供した場合に算定

⑮口腔連携強化加算

- ・事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回限り所定単位数を加算する。
- ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談に対応する体制を確保し、その旨を文章等で取り決めていること。

⑯早朝夜間加算

早朝(午前6時～午前8時まで)、夜間(午後6時～午後10時まで)に計画に基づいた訪問看護を実施した場合に算定。

⑰深夜加算

深夜(午後10時～午前6時まで)に計画に基づいた訪問看護を実施した場合に算定。

利用者負担

1. 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割・2割・3割)
2. 区分支給限度基準額を超える場合の費用(全額、自己負担)
3. 利用者が死亡した場合、家族等の希望により死後の処置を行った場合 15,000円とする。
4. 料金表⑤⑥⑧の加算を希望される場合、別紙同意書が必要となります。

(2)その他

①利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- (ア) 自動口座引落(ご指定の金融機関の口座から月1回引落します)
- (イ) 現金払い(サービス提供時に毎回又は1回月末、最終訪問日にお支払い願います)
- (ウ) 上記の利用者負担額は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画(ケアプラン)を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することとなります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用者の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全

額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることとなります)

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先 (電話)046-871-7693
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。
なお、利用者の要態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合は当日でもかまいません。
- (3) キャンセル料は原則として徴収いたしません。

7 その他

(1) 虐待等の防止等について

- ① 利用者等の人権の擁護・虐待予防の発生を防止するため、必要な措置を講じます(委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施 等)また感染や災害への対策強化、ハラスメント対策の強化に関しても必要な措置を講じます(業務継続の計画の策定、指針の整備、委員会の設置、従業者研修の実施 等)

(2) サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの、金銭の取扱はいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の、機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(3) 災害時の医療地域連携について

大規模震災や未知のウイルス感染症などの災害により担当ステーションが対応できなくなった場合、神奈川県看護協会に加入している逗葉地区のステーションが代わりに訪問する場合がございます。

なお、他ステーションが訪問する場合は、当該ステーションと再度契約をすることとなります。

利用料、加算等については、ステーション毎に料金が異なります。個人情報についても共有させていただきます。平時に戻った際は、本来の担当ステーションが訪問いたします。

なお、他ステーションが訪問する場合は、当該ステーションと再度契約をすることとなります。

利用料、加算等については、ステーション毎に料金が異なります。個人情報についても共有させていただきます。平時に戻った際は、本来の担当ステーションが訪問いたします。

8 当社のサービス方針

高齢者等の心身の特性を踏まえて、生活の質の向上を重視し、健康管理、全体的な日常生活、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

9 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

逗葉地域医療センター 訪問看護ステーション 相 談 窓 口	電 話 番 号 046-871-7693 F A X 番 号 046-871-6497 相 談 員 (管理者) 大門幸代 対 応 時 間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
-------------------------------------	---

- 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

逗 子 市 高 齢 介 護 課 相 談 窓 口	所 在 地 逗子市逗子5-2-16 電 話 番 号 046-873-1111 F A X 番 号 046-873-4520 対 応 時 間 8:30～17:00
葉 山 町 福 祉 課 介 護 高 齢 係 相 談 窓 口	所 在 地 三浦郡葉山町堀内2135 電 話 番 号 046-876-1111 F A X 番 号 046-876-1717 対 応 時 間 8:30～17:00
神 奈 川 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所 在 地 横浜市西区楠町27-1 電 話 番 号 045-329-3400 対 応 時 間 9:00～17:00

